

## 第80回九都県市首脳会議(WEB会議)の結果について

本日、第80回九都県市首脳会議(WEB会議)が開催されましたので、その結果について別添のとおりお知らせします。

### 1 日時

令和3年10月25日(月) 13時30分～15時15分

### 2 出席者

埼玉県知事	大野 元裕
千葉県知事	熊谷 俊人
東京都知事	小池 百合子
神奈川県知事	黒岩 祐治
横浜市長	山中 竹春
川崎市長	福田 紀彦
さいたま市長	清水 勇人
相模原市長	本村 賢太郎
千葉市長	神谷 俊一(九都県市首脳会議座長)
<ゲスト(一部出席)>	
福島県知事	内堀 雅雄 氏

### 3 結果概要

九都県市首脳会議における合意事項・決定事項は、別添「結果概要」をご覧ください。

問合せ先  
広域行政課  
電話 042-769-8248

# 第80回九都県市首脳会議の結果概要

令和3年10月25日  
九都県市首脳会議

## 1 福島の復興・創生について

「福島の復興・創生」について、内堀福島県知事をゲストに迎え、プレゼンテーションをいただいた。引き続き、九都県市で福島県の復興支援の取組を行っていくことを確認した。

## 2 意見交換に係る合意事項

### (1) 新型コロナウイルス感染症について

#### ア 情報共有等

九都県市における新型コロナウイルス感染症の現状やワクチン接種の状況、各都県市における取組などについて情報共有を行い、今後も九都県市で連携していくことを確認した。

#### イ 共同宣言

九都県市は、我が国全体をけん引する役割と責任を自覚し、「ウィズ・コロナ」「ポスト・コロナ」時代において、感染再拡大防止、感染症対策と社会経済活動の両立、新たな感染症にも迅速かつ柔軟に対応できる社会づくりに取り組んでいく決意を共有した。

また、その姿勢を社会全体に発信していくため、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙1**のとおり、共同宣言を行った。

### (2) 首脳提案

#### ア 飲酒運転の根絶に向けた共同宣言及び共同取組について

今年6月に千葉県八街市で発生した飲酒運転による小学生の死傷事故を受け、九都県市が「飲酒運転を根絶する」という強い決意を共有し、飲酒運転根絶に向けた国民的気運の醸成に繋げるため、一丸となって対策に取り組む旨の共同宣言を**別紙2**のとおり行った。

また、飲酒の機会が増える年末に向け、九都県市が共同して行う新たな取組について検討することとした。

#### イ 児童養護施設・乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置について

児童養護施設や乳児院等の職員には高い専門性が求められるが、過酷な勤務にも関わらず、待遇面の格差や不十分な職員配置数等により、人材確保・育成・定着が進んでいない。社会的養護の推進にあたっては、施設職員の人材確保・育

成・定着を図るとともに、適正な職員配置が必要不可欠であることから、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙3のとおり、国に対して要望を行うこととした。

#### ウ i-Constructionの推進について

建設業界では、今後、建設労働者が減少する中で、公共インフラの品質確保と機能維持を図っていくため、一層の生産性向上に取り組む必要がある。情報通信技術を活用したICT施工は生産性向上を実現するものであるが、中小企業にとっては、導入費用や技術習得などの課題がある。そこで、中小企業のICT施工の普及促進に向けた取組等について、首都圏連合協議会において検討することとした。

#### エ 有料老人ホーム等の適正な運営に向けた指導強化について

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の運営に対する指導について、自治体策定の指導指針には法的拘束力がないことを理由に事業者が指導に従わないことがあるため、当該施設への指導の実効性を確保できるよう、九都県市の意見を取りまとめ、別紙4のとおり、国に対して要望を行うこととした。

#### オ マンションの管理適正化の推進に向けた包括的支援等について

令和4年4月から、地方自治体は、マンション管理適正化推進計画の作成及びマンション管理組合が作成した管理計画の認定を行うことが可能となった。当該事務の遂行に当たり、地方自治体では、体制整備に係る人材の確保・育成や、事務の外部委託を行うための財源確保などに懸念が生じている。そこで、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙5のとおり、国に対して要望を行うこととした。

#### カ ケアラーへの支援について

過度なケアの負担による心身の不調や不本意な離職、社会的孤立など困難を抱えるケアラーは、ヤングケアラーをはじめ全世代に存在する。こうしたケアラーが、介護等を理由に希望する人生が送れないといったことがないよう、社会全体で支援していく必要があることから、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙6のとおり、国に対して要望を行うこととした。

#### キ デジタル社会の実現に向けた行政のデジタル化推進について

21世紀の日本がデジタル先進国となるために不可欠な社会基盤であるベース・レジストリの整備と普及には、各主体が連携して取り組むことが必要である。また、標準準拠システムへの移行を確実に推進していくためには、すべての地方自治体に対して十分な財政支援が不可欠である。そこで、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙7のとおり、国に対して要望を行うこととした。

#### ク デジタル人材の育成について

デジタル人材、特にA I やデータサイエンスに精通した人材は、我々を取り巻く社会課題の解決や新たな価値の創出を実現するために必要不可欠であるが、将来的にも大幅な不足が見込まれる。そこで、人材の確保・育成に向けた対策を迅速かつ集中的に講じるため、大学への支援や民間企業への働きかけ等について、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙8のとおり、国に対して要望を行うこととした。

### 3 協議に係る合意事項

#### (1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

今後の方針改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、眞の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙9のとおり、国に対して要求を行うこととした。

### 4 報告事項

#### (1) 首都圏問題について

首都圏の再生等に向けて、国の大都市圏制度等に関する動向を注視するとともに、東京圏における地域の中核となる都市の育成整備等に関する要望書の国への提出などを行った。引き続き首都圏の再生等に向け、情報収集に努めるなど、共同の取組を進めることとした。

#### (2) 廃棄物問題対策について

(減量化・再資源化の促進について)

ア 食品廃棄物の削減を図るため、食べきりの普及を行うとともに、家庭や飲食店での食品ロスを減らすための普及啓発を行ったほか、消費者の資源利用に係る意識向上を図るため、協力事業者と連携したPRキャンペーン等の普及啓発を行った。

イ 各種リサイクル法、廃棄物処理法等に関する問題点について課題を整理し、国への要望事項を検討した。今後は、検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。

(適正処理の促進について)

ウ ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の期限内適正処理及び小型充電式電池の適正処理に向け、効果的な広報を実施した。引き続き、P C B廃棄物の期限内処理の促進に向けた普及啓発に係る取組を実施するとともに、廃棄物の適正処理に係る普及啓発のための効果的な手法等について、協議、検討していくこととした。

エ 廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の制度に関する問題点について課題を

整理し、国への要望事項を検討した。今後は、検討した事項について、国に対して制度改正等の要望を行う。

### (3) 環境問題対策について

#### (地球環境の保全について)

ア 省エネ・節電行動の呼びかけ、再生可能エネルギー導入促進や水素社会の実現に向けた普及啓発活動、ヒートアイランド対策に係る取組を実施した。今後も、効果的な普及啓発活動を展開することとした。

環境分野における国際協力については、引き続き、JICA等の関係機関と連携して取組を進めていくこととした。

#### (大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について)

イ 光化学オキシダント及びPM2.5対策として、その原因物質であるVOCの排出削減に向けた啓発活動等の取組を実施した。引き続き、広域的に連携した取組を進めていくこととした。

ウ 自動車排出ガス対策として、引き続き、ディーゼル車の運行規制に係る取組や低公害車指定制度の運用を行うとともに、エコドライブの普及に係る効果的な取組を検討・実施することとした。

#### (東京湾の水質改善について)

エ 東京湾環境一斉調査の継続・発展により、東京湾再生への関心を醸成するとともに、調査結果を基に富栄養化対策の検討を進めることとした。また、東京湾底質調査の取りまとめ及び公表を行うとともに、底質改善対策の効果の検証等への活用を図ることとした。

#### (緑の保全、創出施策について)

オ 各都県市の事業改善や新規実施につなげていくために、引き続き各都県市の調査・情報交換を行うこととした。また、都市の動向や実情を踏まえた財政支援策の拡充等に関する国への要望活動を引き続き行うこととした。

### (4) 防災・危機管理対策について

#### ア 地震防災・危機管理対策について

首都圏における地震防災対策や国民保護の推進に必要な項目について、国に提案活動を行った。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等を配布し、啓発活動を実施したほか、職員育成のため、国民保護に関するセミナーへの参加や防災人材育成の実施に向けた検討を進めた。

首都圏における地震防災対策や国民保護の推進に必要な項目について、引き続き国に提案活動を行っていく。また、災害時帰宅支援ステーションにかかるリーフレット等も配布や職員育成のための国民保護に関するセミナーへの参加

並びに防災人材育成の実施に向けた検討を進めていく。

#### イ 合同防災訓練等について

新型コロナウイルスなど、感染症拡大のおそれがある状況での災害発生に備え、感染拡大防止に配慮した訓練を実施することとした。その上で東日本大震災等の教訓やこれまで実施した訓練の成果等を踏まえ、第42回九都県市合同防災訓練実施大綱をとりまとめた。

今後は、第43回九都県市合同防災訓練及び第11回九都県市合同防災訓練・図上訓練、第2回域内応受援図上訓練の実施に向けて検討を行う。

#### ウ 新型インフルエンザ等感染症対策について

必要に応じ、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等感染症対策に係る各都県市の取組内容について情報共有を行い、九都県市共同の取組について検討を行う。

### (5) 首脳会議で提案された諸問題について

#### ア 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について

パラリンピックの普及・啓発について、各都県市で実施する事業等の情報を共有するとともに、イベントカレンダーを作成し、九都県市首脳会議ホームページ等を活用して周知を図ったことが報告された。

大会の終了に伴い、九都県市2020年東京オリンピック・パラリンピック連携会議における取組を終了する。

#### イ ヒートアイランド対策について

ヒートアイランド対策の啓発強化を目的として、打ち水や日傘の効果についてホームページやSNS等で情報発信を行ったほか、打ち水大作戦の後援とあわせて家庭における打ち水実施の呼びかけを行った。

ヒートアイランド対策事業は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の終了に伴い、終了する。

これまでの取組成果を取りまとるとともに、これまでの取組を活かし、各都県市内で対策を実施する。

#### ウ アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について

首都圏の高速道路料金については、三環状の整備の進展を踏まえ、平成28年4月から対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行されたところである。

本研究会では、これまで首都圏の高速道路の料金施策等に関して、国等の動向を注視しつつ、情報共有・意見交換を行ってきた。

今後も、引き続き、新たな高速道路料金導入後の動向に注視しつつ、首都圏の高速道路網の利用状況の把握に努め、適宜情報共有を図っていく。

## **エ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について**

先天性風しん症候群の理解と予防について広く周知するとともに、国の「風しんに関する追加的対策」の対象者である風しん抗体保有率の低い世代の男性を中心に感染拡大防止等の啓発を引き続き進めていく。

## **オ 電動車のさらなる普及に向けた環境整備の推進について**

環境問題対策委員会地球温暖化対策特別部会脱炭素WGの中で、充電スタンドの設置箇所・稼働状況を迅速・的確に把握・伝達する仕組みなど、電動車のさらなる普及に向けた環境整備の推進の手法について検討したほか、水素ステーションのさらなる利便性向上に向けた国への働きかけを実施するにあたり、水素ステーション無人運転に係る実証試験の結果を踏まえた国への要望内容について検討した。

引き続き、脱炭素WGの中で、電動車のインフラ環境等に関する現状・課題等について調査研究し、電動車普及に向けた取組を検討するとともに、必要に応じて国に対しての要望を実施する。

## **カ オフィスなどの相互利用について**

各都県市のテレワーク、サテライトオフィスに関する取組等について、情報を共有した。また、九都県市で連携して、オフィスなどの相互利用に向けた検討を行うこととした。

引き続き、情報共有を行うとともに、オフィスなどの相互利用の可能性について検討を進める。

## **キ 地域材利用による森林の循環利用について**

地域材や国産材の利用促進に向けて九都県市が連携し取り組んでいくため、各都県市やその他自治体等が進める取組を研究・情報共有するとともに、具体的な取組について検討を行った。

引き続き、地域材利用による森林の循環利用について、九都県市共同で研究するとともに、連携した取組を実施していく。

## **5 その他**

### **(1) 東京 2020 大会について**

東京 2020 大会の成功に向けた気運醸成やTDMなど九都県市一丸となった取組、大会における被災地復興を象徴する取組への福島県の協力などについて、東京都から謝辞が述べられた。

### **(2) 「九都県市のきらりと光る産業技術」について**

別紙 10 のとおり、首都圏の優れた企業及びその産業技術を首都圏共通の財産として紹介し、表彰する。

6 次回は、令和4年春、埼玉県主催で開催する。

## 「ウィズ・コロナ」「ポスト・コロナ」時代の取組に関する 共同宣言

緊急事態宣言が解除された今、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染再拡大防止に取り組むとともに、経済回復に向けたあゆみを進めていく必要があります。

1年半以上にわたり、飲食店や商業施設等の営業時間短縮、外出自粛の要請等を繰り返し行ってきた中で、地域経済や住民生活に大きな影響が生じています。その一方で、社会的距離を確保しながら、仕事、学び、くらしを継続可能とするために、対面からオンラインへの移行など、生活様式や消費行動の変化、更に、社会・価値観の変容が急激にもたらされています。

そのような中で、九都県市では、医療体制等の整備やワクチンの十分な供給、事業者への支援・雇用対策などを国に要望したほか、率先してWeb会議の推進、オンライン授業の活用などに取り組むとともに、テレワークをはじめ民間事業者の取組を支援するなど、感染拡大防止を最優先に取り組んできました。

九都県市は、我が国全体をけん引する役割と責任を強く自覚し、「ウィズ・コロナ」「ポスト・コロナ」時代において、以下のとおり取り組むことを宣言します。

- 1 感染再拡大防止のため、ワクチン接種などを進めるとともに、今後第6波が到来した場合に備え、医療体制の更なる充実を図るなど、引き続き、国、医療機関、関係機関等と連携しながら全力で取り組んでまいります。
- 2 感染再拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、住民や事業者等の理解を得ながら、感染状況やリスクに応じた対策を講じるとともに、コロナ禍において影響を受けた地域経済や住民生活を支援し、新しい日常に向けた取組を進めてまいります。
- 3 社会的変革の原動力となるデジタル化・スマート化を更に推進するなど、新たな感染症にも迅速かつ柔軟に対応できる社会を目指してまいります。

令和3年10月25日

九都県市首脳会議

座長 千葉市長	神谷俊一	裕人
埼玉県知事	大元元	百合子
千葉県知事	熊谷俊	祐治
東京都知事	小池百合	春彦
神奈川県知事	黒岩祐竹	彦人
横浜市長	山中福紀	勇人
川崎市長	田中清	賢太郎
さいたま市長	水本清	
相模原市長	村本太郎	

## 飲酒運転根絶に向けた共同宣言

本年6月28日、千葉県八街市において、下校途中の小学生が飲酒運転のトラックにはねられ、5人が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪であり、断じて許すことはできません。

飲酒運転で検挙される者が後を絶たない現状において、このような悲惨な事故を繰り返さないためには、九都県市においても飲酒運転の根絶に向けての対策を一層強化することが必要です。

九都県市首脳会議は、「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」決意を新たに、関係機関・団体はもとより、家庭、学校、職場、地域などが一体となって飲酒運転を根絶するための施策展開に、九都県市一丸となって、全力で取り組んでいくことを宣言します。

令和3年10月25日

### 九都県市首脳会議

座長 千葉市長	神谷俊一
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	山中竹春
川崎市長	福田紀彦
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

## 児童養護施設・乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置について

社会的養護については、里親による家庭養育を中心に進められているが、施設養護も重要な役割を担っており、各自治体はそれぞれが策定した都道府県等社会的養育推進計画に基づき、施設における体制整備の強化や専門的支援の充実等に取り組んでいるところである。

児童養護施設や乳児院等には、虐待を受けた子どもや様々な課題を抱える児童への養育を行うため、保育士や児童指導員、心理療法担当職員など専門職が配置されているが、これらの職員はその専門性から多方面でニーズが高まっており、都市部を中心として人材の確保に苦慮している実態がある。例えば保育士については、認可保育所等の保育士と比較し、夜勤などの不規則勤務や人手不足により長時間労働が発生する等、労働環境が過酷である上、経験年数による加算などの待遇面で劣っていることも要因であると考えられる。

国は、「新しい社会的養育ビジョン」などにおける社会的養育のあり方として、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」において養育を実現するとともに、高度なケアニーズに対応するなど施設の専門性の向上を求めているが、そのためには、施設職員の人材確保・育成・定着を図るとともに、適正な職員配置が必要不可欠である。

については、児童養護施設や乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置について、次のとおり要望する。

- 1 人材確保・育成等に対する支援の一層の充実を図るとともに、多様な専門職や専門性の高い職員を継続的に配置できるよう国において児童養護施設や乳児院等の職員に対し、社会的養護待遇改善加算の増額や宿舎借上制度の創設等を行うこと。

2 施設の高機能化を目指すにあたり、ケアニーズの高い児童等が施設におけるケアを適切に受けることができる環境を整備し、職員の過酷な労働環境を少しでも緩和するため、現行の各施設種別における職員配置基準を見直し、児童福祉施設保護措置費における事務費一般分保護単価の底上げや、職員配置改善加算の見直しを行うなど、体制強化への支援を行うこと。

令和3年 月 日

厚生労働大臣 後藤茂之様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長	神谷俊一
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	中山竹春
川崎市長	福田紀彦
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

## 有料老人ホーム等の適正な運営に向けた指導強化について

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、高齢化の進展に伴い年々増加し、地域における多様なニーズの受け皿となっているところである。

一方、当該施設の運営に当たっては、同一グループが運営する住宅併設型の介護サービス事業所等の利用に限定・誘導する、いわゆる「囲い込み」や、事業者本位のサービス提供による過剰・過少サービスといった様々な課題が指摘されている。

このため、地方自治体（都道府県、指定都市及び中核市）による施設への指導が欠かせないところであるが、老人福祉法では施設の義務として「帳簿の作成」や「入居者への情報の開示」等が規定されているだけであり、これ以外の規定については、国の標準指導指針を参考として各自治体が指導指針を策定することとなっている。

地方自治体は、この指導指針に基づき事業所に対し実地指導等を行っているが、自治体が策定する指針には法的拘束力がないことを理由に事業者が指導に従わないことがあり、現行の法制度による指導の限界が課題となっている。

一都三県には、全国の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の約20%が集中しており、地方自治体の適切な指導が不可欠である。

については、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅への規制や指導の実効性を高めることにより、当該施設の適正な運営及び入居者の権利と尊厳を確保するため、次の事項を要望する。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について、国の標準指導指針に定める項目に関し、指導の実効性を確保するよう整備すること

また、改善指導、改善命令、事業の制限（停止）命令など行政指導及び行政処分を行う際の手順及び留意点を明示すること

令和3年 月 日

厚生労働大臣 後 藤 茂 之 様

九都県市首脳会議

座 長 千 葉 市 長	神 谷 俊 一
埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
横 浜 市 長	山 中 竹 春
川 崎 市 長	福 田 紀 彦
さいたま市長	清 水 勇 人
相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎

## マンションの管理適正化の推進に向けた 包括的支援等について

国民の1割以上がマンションに居住する我が国では、築40年を超える高経年のマンションが増加の一途を辿っており、建物の老朽化に加え、区分所有者の高齢化等による管理組合の役員の担い手不足など、適正な維持管理の支障となる課題が顕在化している。特に全国の分譲マンションの約半数が集中し、今後、管理不全のマンションが急増することが懸念される首都圏においては、マンションの管理適正化を図ることは喫緊の課題となっている。

このような課題に対応するため、国においては、令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」を改正し、令和4年4月から、地方自治体がマンションの管理に能動的に関与していくよう、国の基本方針に基づきマンション管理適正化推進計画を作成するとともに、区域内のマンション管理組合が作成したマンション管理計画のうち、一定基準を満たす計画を認定することができることとなった。

当該改正内容の遂行のためには、地方自治体において、専門性の高い事務を適正かつ効率的に実施するための体制整備が必要となるが、知見を有する人材の確保・育成や、事務の外部委託を行うための財源確保などが懸念されるところである。

については、マンションの管理適正化の推進に向けた包括的支援等について、次のとおり要望する。

- 1 マンション管理計画の認定事務について、地方自治体における人材の確保・育成や、事務の外部委託など、適正かつ効率的な事務体制を継続的に確保するための取組に対して、必要な財政支援を講じること。
- 2 マンション管理計画の認定事務及び管理組合等への助言・指導等について、地方自治体の相談に対応できる専門窓口やインターネットサイトを設置するなど、技術的支援を講じること。

3 認定したマンション管理計画の実効性を維持するため、管理組合等による自主的かつ継続的な管理運営等が担保される仕組みづくりについて、引き続き検討を行うこと。

令和3年 月 日

国土交通大臣 齊藤鉄夫様

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷俊一
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	大熊俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	中山竹春
	川崎市長	福田紀彦
	さいたま市長	水谷勇人
	相模原市長	本村賢太郎

## ケアラーへの支援について

ケアラーとは、法令上の定義は無いが、一般的に「こころや身体に不調のある人の介護、看護、療育、世話、気づかいなど、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人」とされている。

ケアラーは、18歳未満のヤングケアラー、18歳以上の若者、育児と介護などのダブルケアを担っている人、老々介護をしている人など、全世代にわたって存在している。

こうしたケアラーの中には、過度なケアの負担による心身の不調や不本意な離職、長期間にわたるケアの継続により将来への見通しが持ちづらいため、自分の希望する人生や日々の暮らしを送れない、社会的に孤立に追い込まれているといった課題があり、そうした方々を社会全体で支援していくことが必要である。

特にヤングケアラーは、家族の世話や介護、看護などを行う際に、年齢や成長に見合わない、重い責任や負担を引き受けることで、学校に行けない、勉強など自分の時間が取れない、友人と遊べない、希望する進路に進めないなど、子どもの権利を守れないことが懸念される重大な問題となっている。

一方、ケアラーの問題は家庭内のデリケートな問題であることや、本人自身に支援が必要であることについて自覚がないといった理由から、支援につながりづらい状況がある。

また、ケアラーに必要な支援は、年齢や属性により、福祉分野のほか、教育や労働など多様な分野にわたっている。このため、ケアラーは、各種支援制度のはざまに陥りがちで、今般のコロナ禍により支援の必要性は高まっているにも関わらず、必要な支援が受けられない状況も懸念される。

国は、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを立ち上げ、本年5月に取りまとめた同プロジェクトチームの報告では、今後取り組むべき施策として①早期発見・把握 ②支援策の推進 ③社会的認知度の向上を掲げた。また、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太の方針)にも、ヤングケアラーへの支援が初めて明記されたところであるが、ケアラー支援はヤングケアラーのみならず、困難を抱える全世代のケアラーを切れ目なく支援していくことが必要である。

については、全世代のケアラーが社会から取り残されたり、介護等を理由に希望する人生を送れないといったことがないよう、国・都道府県・市区町村が一体となって具体的な支援を進めていく必要があることから、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 法令上にケアラーが支援の対象であることを明確化するとともに、国・都道府県・市区町村の役割分担についても明らかにすること。
- 2 被介護者に対する各種支援制度の運用に当たっては、ケアラーを一律に「介護力」とすることを前提とせず、個々の状況に応じて必要なサービスを受けられることを明確に示すこと。
- 3 ケアラーの負担に配慮し、個々の状況に応じてケアラー自身も支援を受けられるよう、必要なサービスの創設を含めた具体的な支援策を講じること。
- 4 地方自治体が行うケアラーへの支援について、年齢や属性、分野を問わず創意工夫をもって柔軟に対応できるよう、自由度の高い新たな交付金を創設するなど、十分な財政支援を行うこと。

令和3年 月 日

厚生労働大臣 後藤 茂之 様  
文部科学大臣 末松 信介 様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長

神谷俊一

東京都知事

小池百合子

埼玉県知事

大野元裕

千葉県知事

熊谷俊人

神奈川県知事

黒岩祐治

横浜市長

山中竹春

川崎市長

福田紀彦

さいたま市長

清水勇人

相模原市長

本村賢太郎

## デジタル社会の実現に向けた行政のデジタル化推進について

令和3年5月、デジタル改革関連法が成立した。関連法のうち、デジタル社会形成基本法では、ICTを用いたデータ活用により創造的かつ活力ある発展が可能となる「デジタル社会」の形成が、国際競争力の強化、国民の利便性向上に資するとともに、急速な少子高齢化などの課題を解決する、極めて重要なものとされている。さらに、社会全体のデジタル化の司令塔となるデジタル庁が同年9月に創設されたところである。

これからデジタル社会の形成における最重要施策のひとつにベース・レジストリがある。ベース・レジストリは、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データを登録し、様々な場面で参照することで、高度な行政サービスやスマートシティを実現するための社会全体の基盤となるものである。住民サービスの刷新や事務の効率化のみならず、新たなビジネスの立ち上げなど社会全体の効率性向上に資するものであり、ベース・レジストリの有無は我が国の国際競争力を左右する基幹サービスであるが、現時点ではその整備は緒に就いたばかりである。

今後、ベース・レジストリの整備に向けて重要となる取組に情報システムの標準化がある。デジタル改革関連法の一つ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律においては、住民記録、税、社会保障など主要17業務のシステムについて、国の標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行することが地方自治体の責務とされ、令和7年度末までの移行完了が目標として掲げられている。

現状、地方自治体ごとに異なる情報システムは、円滑なデータ連携の妨げとなるなど、全国一律かつ迅速な行政サービスを提供するための障害となっている。移行により、こうした問題が解決され、住民サービスの向上や業務効率化につながるとともに、膨大な住民データの形式が統一されることで、ベース・レジストリに必要な基本データの整備にもつながる。

このように、標準準拠システムへの移行は、行政のデジタル化の基礎となる重要事業であるが、業務の再構築や、標準化対象外の関連システム開発費用などが必要となり、短期間で集中的に行うため人的・財政的な負担が大きい。

ベース・レジストリは、21世紀の日本がデジタル先進国となるために不可欠な社会基盤であり、その整備と普及に向けて各主体が連携して取り組んでいくことが重要であり、標準準拠システムへの移行を確実に推進していくためには、すべての地方自治体に対して十分な財政支援が不可欠である。

これらを踏まえ、次の事項を国に要望する。

- 1 情報システムの標準化を円滑に進めるため、データ連携仕様を始めとした、システム標準化の全体設計に必要となる共通事項の案を令和3年度に提示するなど、早期に情報提供するとともに、移行準備経費だけでなく、関連する経費を幅広く対象とし、すべての地方自治体に対して十分な財政支援を継続的に行うこと。
- 2 ベース・レジストリの整備と普及の取組については、国・地方自治体・民間の連携が円滑に進むよう、地方自治体の意見を十分踏まえるとともに、財政支援や技術的支援なども含め、国が中心となり強力に推進すること。

令和3年 月 日

デジタル大臣 牧島かれん 様  
総務大臣 金子恭之 様

#### 九都県市首脳会議

座長 千葉市長	神谷俊一
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	山中竹春
川崎市長	福田紀彦
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

## デジタル人材の育成について

我が国は今、感染症の脅威や気候変動の危機に加え、世界のどの国も経験したことがない人口減少・少子高齢化社会に直面すると同時に、世界経済の変化や第4次産業革命の進展もますます加速化するなど、大きな変革期を迎えており。

こうした中、世界各国は、すでにポストコロナを見据え、先端産業の集積や高度人材・留学生の獲得など、戦略的な取組を展開しており、我々もこのまま対策を講じなければ、世界との競争から大きく取り残されかねない。

事実、「世界競争力ランキング（IMD）」において、我が国の順位は長期低迷しており、特に、企業におけるビッグデータやデジタル技術の活用など、デジタル分野が最大の弱点となっている。

新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、都市のデジタル化・スマート化が急速に進んでいる中、AI・ビッグデータといった最先端技術を活用し、我々を取り巻く社会課題の解決や新たな価値の創出を実現していくことが、国や都市の競争力を左右する大きな鍵となる。

その担い手として必要不可欠なのが、デジタル人材、特にAIやデータサイエンスに関する実践的な知見やスキルを有する人材である。

しかし、国の「IT人材需給に関する調査（令和元年3月）」では、AIに限っても人材不足（令和12年14.5万人）が見込まれており、全国の約3割の大学が集積する首都圏が人材育成に果たす役割は非常に大きいものがある。

デジタル分野は日々進化しており、今ここで、大学や民間企業とも連携して、AIやデータサイエンスに精通した人材の確保・育成に向け、迅速かつ集中的に対策を講じることが必要である。一方で、我が国の持続的な成長には長期的な人材育成の視点も欠かせない。については、以下の事項を要望する。

- 1 それぞれの学校段階に応じた必要な知識やスキルを習得できるように、ICTに精通した多様な外部人材の積極的な活用を推進するとともに、必要な技術的・財政的支援を行うこと。

- 2 大学等において、A I やデータサイエンスに関する専門的に学ぶ機会を拡大するため、当該分野における人材の育成や教育プログラムの開発に取り組む大学等に対して、十分な技術的・財政的支援を行うこと。加えて、当該分野の収容定員を別枠で取り扱うことにより、多くの専門的人材を確実に輩出できる環境を整備すること。
- 3 実践的な知見やスキルを有する社会人を増やすため、企業のニーズを踏まえたリカレント教育に取り組む大学等への支援を充実させること。さらに、企業に対して社員の学び直しに積極的に取り組むよう働きかけるなど、人材の確保・育成を重層的に進めること。

令和3年 月 日

文部科学大臣 末松 信介 様  
厚生労働大臣 後藤 茂之 様  
経済産業大臣 萩生田 光一 様  
デジタル大臣 牧島 かれん 様  
内閣府特命担当大臣 野田 聖子 様

#### 九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷 俊一
	埼玉県知事	大野 元裕
	千葉県知事	熊谷 俊人
	東京都知事	小池 百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市長	中山 竹春
	川崎市長	福田 紀彦
	さいたま市長	清水 勇人
	相模原市長	本村 賢太郎

## 地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革については、これまで様々な取組が進められてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていないなど、道半ばであり、更なる取組が必要である。

また、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生においても極めて重要なテーマである。

加えて、近年、相次ぐ大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策への対応など諸課題の解決に向けて、国と地方は役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。地方は、こうした諸課題の解決にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

### I 真の分権型社会の実現

#### (1) 更なる権限移譲の推進

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、いまだ不十分であり、国の出先機関の見直しも行われていない。

ついては、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を更に進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、以下の事項については、優先的に取り組むこと。

- ・地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、財政的支援では特別交付税措置等がされたものの、地方にとって十分とは言えないため、より一層の支援を求める。また、情報の提供においては、求人情報は一定の改善がされたものの、求職者の情報には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。さらに、

新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担の在り方等を改めて検討すること。

- ・直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議するとともに、移譲に当たっては確実に財源措置等を講じること。
- ・中小企業支援に関する事務など、地方が強く移譲を求めている事務・権限を速やかに移譲すること。

## (2) 更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。

国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させている。地方の自由度を高めるために、今後「従うべき基準」の設定は行わないこと。また、既に設定された基準についても撤廃すること。

あわせて、法律による計画策定の努力義務規定等が増加している中で、自治体の判断で複数の法定計画を一体的に策定できる旨を明示すること。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

また、政府が国会に提出する法律案については、義務付け・枠付けに関し、原則として廃止や条例委任、条例による補正の許容によるいずれかの見直しを行うこととする義務付け・枠付けに関する立法の原則に沿ったものとなるよう、各府省における法案の立案段階でこの原則をチェックする政府内部の手続きを確立すること。

## (3) 「提案募集方式」に基づく改革の推進

令和3年の「提案募集方式」においては、全国から220件の提案が寄せられた。関係府省からの現時点の回答では、前向きな回答がある一方、対応が困難とされたものも多い。

また、全体の約2割が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等とされている。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。

これらの現状を踏まえ、地方分権改革を着実に進める取組として、より一層の成果が得られるよう、対応方針の閣議決定及び来年度予算の編成に向けて、これまでの提案を含め検討対象とされた提案については、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。その際、地方が示す具体的な支障事例等だけではなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られ

るよう説明責任を果たすとともに、将来予想される支障を防止するための提案に当たり一律に具体的な支障事例を求めるうこと。

さらに、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかつた提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を適宜確認し、地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとされた提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、第11次地方分権一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

また、こうした対応にとどまらず、地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、提案対象の拡大など不断の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進に主体的に取り組むこと。

#### (4) 地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

#### (5) 国の政策決定への地方の参画

国と地方は対等・協力の関係にあるとの基本認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。

そのため、「国と地方の協議の場」については、分科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、実効性ある協議の場の運営を行うこと。さらに、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

また、国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を踏まえて、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに通知すること。

なお、議員立法等による計画策定の努力義務等が多くを占めている状況を踏まえ、立法プロセスに地方が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを構築すること。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針）において、今回の新型コロナウイルス感染症対策で直面した課題への対応について示されているが、国と地方の新たな役割分担等について検討する場合は、事前に地方と十分に協議を行うこと。

## II 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

### (1) 地方税財源の充実・確保

#### ア 税源移譲の確実な実現のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的、効率的に提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

#### イ 社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体は、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしている。このことを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

また、社会保障の充実に伴う地方負担については、地方財政の社会保障財源に影響が生じることのないよう、すべての地方自治体に対して必要な財源を確実に措置すること。さらに、消費税率10%への引上げと同時に導入された軽減税率制度についても、国の責任で代替財源を確保すること。

なお、私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において財源を確実に確保するとともに、授業料が全国平均を上回る団体においては、地方に超過負担が発生していることから、これを解消するための財政措置を講ずること。

加えて、東日本大震災を起因とした経済的理由により、授業料の納付が困難等の事情を抱える被災児童生徒に対する就学支援については、引き続き国の責任において十分な財源を確保すること。

#### ウ 課税自主権の拡大

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。

しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となつた。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的

に見直すこと。

## **エ 自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保**

自動車関係諸税については、令和3年度与党税制改正大綱において、「『2050年カーボンニュートラル』目標の実現に積極的に貢献するものとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティーの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされた。

自動車関係諸税の課税のあり方を見直す場合には、これらの税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯や今後において道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること、自動車取得税の廃止に伴う減収分について十分な代替財源が確保されていないこと等を踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう税財源を確実に確保すること。

## **オ 固定資産税の安定的確保**

令和3年度税制改正において、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みが3年間継続された一方で、同年度に限り、課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置が講じられたが、令和4年度以降は、負担の均衡化に向けた負担調整措置の仕組みを完全に適用すること。

また、償却資産に対する固定資産税は、国の経済対策などの観点から廃止等を行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

固定資産税は都及び市町村の行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、地方自治体が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税するものであるため、制度の根幹を搖るがす見直しは断じて行うべきではなく、国の経済対策に用いるべきではない。厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図るとともに、生産性革命の実現や新型コロナ対策などの経済対策に対する軽減措置は、期限の到来をもって確実に終了すること。

## **カ 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保**

地球温暖化対策の一環である森林吸収源対策の地方税財源の確保については、令和元年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたが、令和6年度から課すこととされている森林環境税を円滑に徴収するためにも、都市部の住民からも理解を得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、賦課徴収を行う市町村の意見を十分に踏まえ、地方自治体が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう適切に調整すること。

また、税制抜本改革法においては、森林吸収源対策に加え、「地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。」とされており、現在地方自治体が実施している地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたっている。

さらに2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すこととされたことに伴い、地方自治体が行う温暖化対策の更なる拡充が必要となることから、これらを含めた対策に必要な地方税財源を確保する制度についても早急に創設すること。

特に、炭素税等のカーボンプライシングの導入に当たっては、その一部を地方の税財源とする検討を行うこと。

#### **キ ゴルフ場利用税の現行制度の堅持**

ゴルフ場利用税については、令和3年度税制改正において、地方の意見を踏まえ、現行制度が堅持された。

ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場所在の都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

#### **ク ふるさと納税制度の見直し**

ふるさと納税制度については、令和元年度税制改正において、基準に適合する地方自治体を総務大臣が指定する制度に見直されたところであるが、より多くの寄附金を集めための返礼品競争が続いている。また、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として節税効果が生ずることなどの課題が依然として残っている。このため、寄附を通して生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に貢献するという趣旨に沿った制度となるよう引き続き見直しを行うこと。

なお、創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用している地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体においては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、例えば、特例控除額について新たに定額の上限を設けるなど、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

また、ふるさと納税ワンストップ特例制度について、所得税控除分相当額を個人住民税から控除しているという現状の仕組みを速やかに見直すとともに、見直しまでの間は、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除分相当額については、国の責任において、地方特例交付金により全額を補填すること。

### **(2) 自主財源である地方法人課税の拡充強化**

#### **ア 地方法人課税の拡充強化**

令和元年10月の消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として、特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設された。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目

指す地方分権逆行している。

税収格差については、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において是正されるべきである。その際は、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

あわせて、地方間の財政力格差は地方交付税で調整されるべきであり、現行の地方交付税制度が調整機能を十分に発揮できていないならば、国において、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額の確保を図ることこそが必要である。加えて、総額不足の実質的な補填のために地方税を国税化するべきではない。

地方自らが地域の課題解決に率先して取り組み、各々の個性や強みを發揮しうる自立的な行財政運営を行っていくためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、国は日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

#### イ 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準のあり方については、平成28年度与党税制改正大綱において検討を行うことが示されている。このことを踏まえ、平成29年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税の分割基準について見直しが行われた。

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をより的確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

#### ウ 法人事業税における収入金額課税の堅持

令和2年度与党税制改正大綱においては、電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直しを行うとともに、「電気供給業を含め収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、その課税のあり方について、今後も引き続き検討する。」とされた。

また、令和3年度与党税制改正大綱においては、ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度について、「小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給事業者及びガス供給事業者は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

## **エ デジタル課税等の地方への帰属**

デジタル課税や最低税率の導入により、税収が増加する場合は、応益原則に照らし、地方にも増収分の一定割合が帰属するべきであり、国と地方の配分の仕組みなど地方税収の確保に向けた検討を行うこと。

### **(3) 地方交付税制度の改革**

#### **ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用**

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針）では、2022～2024年度の予算編成に関し、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされている。

しかし、地方においては、新型コロナウイルス感染症の影響により税収の先行きが不透明な中においても、引き続き感染拡大防止と社会経済活動の両立を行うとともに、不可避的に増加する社会保障関係費に加え、少子化対策の強化、地域経済の活性化、雇用の創出、防災・減災対策、感染症等の緊急時に備えた平時からの医療体制の確保など、必要な施策を将来にわたり実施していく必要がある。

加えて、新しい生活様式に対応するため、行政のデジタル化に向けた取組を加速させているが、必要なシステムの導入費用やランニングコスト、端末におけるセキュリティ対策の負担などが課題となっている。

このような地方における行財政需要の増加や税収の動向を的確に把握し、地方交付税の法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、令和4年度以降も引き続き、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税収減、まさに、今般の新型コロナウイルス感染症といった不測の事態への対応など財政運営の年度間調整や、社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各自の責任と判断で積立てを行っているものである。

また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないと十分に踏まえるべきである。

のことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

## イ 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の措置として導入されて以来、地方からは制度の廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、6度目の延長期限である令和元年度で廃止されることなく、令和4年度まで延長された。

令和3年度の地方財政計画では、地方交付税の原資の確保により、概算要求時点と比べ臨時財政対策債が抑制されたものの、前年度との比較では大幅に増加しており、依然として臨時財政対策債の大量発行による地方財源不足の補填が継続していることは、将来の世代に負担を先送りしていることにはかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、持続可能な財政制度という観点からも、過去に発行した臨時財政対策債の償還に相当する財源不足を、新たな臨時財政対策債の発行により賄うという現状は極めて不適切であり、抜本的な見直しが急務である。

地方の財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、速やかに廃止すること。

また、廃止までの間にあっては、臨時財政対策債発行可能額の算定において、過度な傾斜配分にならないようになるとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

なお、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

## (4) 国庫支出金の改革

### ア 国庫支出金の抜本的な改革

国庫支出金については、国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を基本とした抜本的改革を進めることとし、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国は首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

また、地方自治体間の財政調整は地方交付税により行い、財政力指数に基づいて国庫支出金の補助率を変更する等の財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、国と地方は対等・協力の関係にあることを踏まえ、国庫支出金の改革に当たっては、事業の規模等に関わらず、国の負担を一方的に地方に付け替えるような見直しは厳に慎むこと。

### イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量に

より主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

#### (5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直すこと。その上で、地方に行すべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

### III 道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

### IV 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、大幅な職員数の削減など、徹底した行政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、行政改革への取組が不十分であると言わざるを得ない。

こうした中、国は、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を継続するとともに、交付税総額の実質的な補填である地方法人税の税率を引き上げ、更なる地方税の国税化を行った。

国は、行政改革と財政健全化に取り組むとともに、こうした国の財政難を地方にしづ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行うべきであり、速やかに臨時財政対策債を廃止した上で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

令和3年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長	神谷俊一
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	中山竹春
川崎市長	福田紀彦
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

## 「令和3年 九都県市のきらりと光る産業技術」表彰企業一覧

	製品・技術の名称 企業名	製品・技術の概要
埼玉県	卵殻を使用したパルプ代替とCO2削減モデル 株式会社SAMURAI TRADING	産業廃棄物として処理される卵殻を独自の技術で乾燥、粉碎し、資源化された卵殻をパルプ代替として紙製品を製造する。
千葉県	シリンジ型全自動遠心分離機 「Separer ONE」 三井電気精機株式会社	遠心分離における回転中に、サンプルの注入及び取り出しが自由に行える、ディスポーザブル(使い捨て)型の全自動遠心分離機である。
東京都	AIリアルタイム声質変換システム 「Voidol-Powered by リアテンvoice-」 クリムゾンテクノロジー株式会社	誰の声でもリアルタイムでキャラクターの声にAI変換する。
神奈川県	ギヤインモータ コアレスモータ株式会社	独自に新開発したギヤユニットの完全内蔵化により、これまで販売されている従来技術・製品では対応できなかった小型化が可能となった。
横浜市	・ 非接触で同時に複数人の心拍・呼吸計測が可能なセンサー 「Vital Radar Sensor®」 ・ 障害物検出等に適した3Dレーダープラットフォーム 「miRadar®128」 サクラテック株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>Vital Radar Sensor®: 独自開発の「miRadar®8」※を応用し、衣服等を通して、非接触で同時に複数人の心拍・呼吸を計測することができるセンサー。介護施設での見守り等での用途を想定。</li> <li>※検出範囲が広く、しかもより正確に位置が分かるMIMOレーダー技術を使用した小型・高性能モジュール(レーダープラットフォーム)。</li> <li>miRadar®128: MIMOレーダー技術を使用し、3次元計測ができるモジュール(3Dレーダープラットフォーム)。建設車両や農業機器等に取り付けて障害物を検出する等の用途を想定。</li> </ul>
川崎市	SONOFILE「超音波カッター シリーズ」 株式会社ソノテック	多様な素材を煙やゴミの排出なく切断できる世界的なトップシェアを誇る超音波カッター。刃物を1秒間に2万～4万回振動させることで、通常の刃物では切断しにくい樹脂製品や複合材料などの切断を容易にする。ツールをロボットハンドに装着することで3次元加工やエア冷却を使用することで24時間稼働も可能。初期費用やランニングコストが安価でメンテナンス性に優れる。
千葉市	自動洗浄再生機能を有するばね式フィルター 「モノMAXフィルター」 株式会社モノベエンジニアリング	目詰まりするばねの作用で自動的に逆洗浄して再生される。新開発のグラフト重合パウダーの活用で希薄なイオン化金属やレアメタル、希土類を取りこぼしなく高速に捕集する。グラフト重合パウダーの再生と回収金属の原料化も容易。
さいたま市	自社開発液によるめっき、アルマイト及び電着塗装等を用いた表面処理技術 日本電鍍工業株式会社	60年来の時計外装部品等の貴金属厚付金めっきの技術に、アルマイトや電着塗装技術を融合させ、社内一貫での表面処理加工に対応する生産体制を構築している。 機械に頼らない職人の手作業による、医療器具や管楽器などの1点ものや小ロットの量産まで多岐にわたって取り扱う多品種変量生産を得意とし、総合的な表面処理のプロデュースにも応える。
相模原市	スマート型点滴管理ツール『DR-MARK』 株式会社マーク電子	点滴の流量を管理する装置。 自動車の衝突防止システムなどに採用されている「マイクロ波ドップラーレーダー」を応用した独自の特許技術により、本体が動いても液量の変化に敏感に対応することができ、誤差が少ない計測を可能とする。 複数人の滴下状況をスマートフォンやパソコンから遠隔で確認することができる。